

2024年（令和6年）4月1日施行の改正犯罪収益移転防止法により司法書士による取引時確認の方法が大きく変わります。

2024年（令和6年）4月1日から犯罪収益移転防止法の一部改正が施行されました。

これに伴い、司法書士が不動産の売買に関する手続や会社の設立・組織変更・定款変更・役員変更等、一定の業務（特定業務）の依頼を受任するに際して行う取引時確認（法第4条）の確認事項が増えることになりました。

1. 取引時確認の内容

【従来の確認事項】

- ①本人特定事項（個人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地）

【2024年（令和6年）4月1日からの確認事項】

- ①本人特定事項（個人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地）
- ②取引を行う目的
- ③個人：職業、法人：事業の内容
- ④法人：実質的支配者の本人特定事項

2. 司法書士による取引時確認が必要となる業務

司法書士法第3条もしくは第29条に定める業務又はこれらに付随し、もしくは関連する業務のうち、依頼者のためにする次に掲げる行為又は手続についての代理又は代行にかかるものが取引時確認の対象となります。

- ① 宅地、建物の売買に関する行為又は手続
- ② 会社等の設立、合併、定款変更、取締役の選任等に関する行為又は手続
- ③ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分

3. 確認の方法

これまでの本人特定事項の確認と同様、原則として司法書士が依頼者本人に直接確認をします。事案に応じて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策強化の観点から、リスク低減措置の一環として、さらに詳細な聴き取りや追加資料の確認をする場合もあります。

4. 留意点

特に法人が当事者である場合は、**法人の実質的支配者の本人特定事項**の確認を行うなど、これまでと異なる対応をお願いすることになります。

司法書士による確認の求めに応じていただけない場合には、やむを得ず、依頼をお断りすることもあります。適切な確認は、依頼者の皆様の大切な権利を守るために必要なものですので、司法書士が行う本人確認へのご協力をお願いいたします。

司法書士へ特定業務を依頼する場合にはご負担をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

日本司法書士会連合会 リーフレット